

# 泉大津市分別収集計画（第10期）

令和4年7月 策定

令和6年3月 一部改定

泉大津市

## 1 計画策定の意義

これまで、我が国においては、大量生産、大量消費、大量廃棄による社会経済活動が基調となっており、多様化する国民のニーズやライフスタイルなどにより、国民生活が豊かになる一方で、大量の廃棄物が発生することによる環境への負荷の増大や天然資源の枯渇、地球温暖化問題、海洋へのプラスチックごみ流出など、地球規模での環境問題が生じている。

このことから、平成17年に策定された「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が平成22年に変更されるなど、現状の様々な問題に関して度重なる法改正とリサイクルの推進に係る諸法令の制定がなされ、その対応が図られているところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物に係る4Rを推進し、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源有効利用を促進し、循環型社会の形成を図るものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの発生抑制の推進
- ② ごみの排出抑制・分別収集の推進
- ③ 環境に負荷の少ない循環型処理の推進
- ④ 市民・事業者・行政との連携と協力

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	3, 276	3, 259	3, 241	3, 224	3, 207

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### （1）環境教育、啓発活動の充実

地域社会の場における出前講座や学校での環境教育をはじめ、市イベントや広報紙、ホームページ、SNSなどのあらゆる機会を活用し、ごみの分別や排出抑制、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減による環境負荷低減の効果などに関する啓発活動に積極的に取り組む。

### （2）過剰包装の抑制

地域のコンビニやスーパーマーケット等の事業者と連携して、包装紙や袋等の簡素化など、簡易包装の推進を図る。

### （3）レジ袋等の販売包装の削減

買い物をする際には、繰り返し使用が可能な買い物袋等を持参する「マイバッグ運動」の推進を図る。

### （4）ペットボトル等の使い捨て容器ごみの削減

外出する際には水筒やタンブラー等のマイボトルを携帯する「マイボトル運動」の推進を図る。

### （5）リユースの推進

まだ使用できるものはごみとして排出せず、フリーマーケットやリユースショップ、知人に譲るなど、リユース品の利活用が図られるよう啓発に努める。

### （6）再生資源製品の利用及び販売の促進

リターナブル容器や再生資源を原材料とした製品の積極的な利用と販売の促進を図る。

### （7）「ボトルtoボトル」の取組み

ペットボトルの「水平リサイクル」に取り組み、一度きりではなく、何度も繰り返すことができるリサイクルを実現し、循環型社会の実現とCO<sub>2</sub>の排出削減を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、泉大津市で整備できる収集体制、一部事務組合の選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分					
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん・びん等					
主として ガラス製の容器 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">┌</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└</td> <td style="border: none;">その他の色のガラス製容器</td> </tr> </table>		┌	無色のガラス製容器	├	茶色のガラス製容器	└
┌	無色のガラス製容器					
├	茶色のガラス製容器					
└	その他の色のガラス製容器					
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古紙類					
主として段ボール製の容器						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル					
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック					

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	1 1 5		1 1 4		1 1 3		1 1 2		1 1 2	
主としてアルミ製の容器	7 4		7 3		7 3		7 2		7 2	
無色のガラス製容器	(合計) 5 6		(合計) 5 6		(合計) 5 5		(合計) 5 5		(合計) 5 4	
	(引渡) 5 6	(独自処理) 5 6	(引渡) 5 6	(独自処理) 5 6	(引渡) 5 5	(独自処理) 5 5	(引渡) 5 5	(独自処理) 5 5	(引渡) 5 4	(独自処理) 5 4
茶色のガラス製容器	(合計) 7 4		(合計) 7 4		(合計) 7 4		(合計) 7 3		(合計) 7 2	
	(引渡) 7 4	(独自処理) 7 4	(引渡) 7 4	(独自処理) 7 4	(引渡) 7 4	(独自処理) 7 4	(引渡) 7 3	(独自処理) 7 3	(引渡) 7 2	(独自処理) 7 2
その他の色のガラス製容器	(合計) 2 6		(合計) 2 6		(合計) 2 6		(合計) 2 6		(合計) 2 6	
	(引渡) 2 6	(独自処理) 2 6	(引渡) 2 6	(独自処理) 2 6	(引渡) 2 6	(独自処理) 2 6	(引渡) 2 6	(独自処理) 2 6	(引渡) 2 6	(独自処理) 2 6
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	5		5		5		5		5	
主として段ボール製の容器	5 4 2		5 3 9		5 3 6		5 3 1		5 2 7	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 6 8		(合計) 6 8		(合計) 6 7		(合計) 6 7		(合計) 6 6	
	(引渡) 6 8	(独自処理) 6 8	(引渡) 6 8	(独自処理) 6 8	(引渡) 6 7	(独自処理) 6 7	(引渡) 6 7	(独自処理) 6 7	(引渡) 6 6	(独自処理) 6 6
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 2 3 9		(合計) 2 3 7		(合計) 2 3 6		(合計) 2 3 4		(合計) 2 3 2	
	(引渡) 2 3 9	(独自処理) 2 3 9	(引渡) 2 3 7	(独自処理) 2 3 7	(引渡) 2 3 6	(独自処理) 2 3 6	(引渡) 2 3 4	(独自処理) 2 3 4	(引渡) 2 3 2	(独自処理) 2 3 2
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの ※白色トレイを含む。	(合計) 5 8 5		(合計) 5 8 1		(合計) 5 7 8		(合計) 5 7 3		(合計) 5 6 8	
	(引渡) 5 8 5	(独自処理) 5 8 5	(引渡) 5 8 1	(独自処理) 5 8 1	(引渡) 5 7 8	(独自処理) 5 7 8	(引渡) 5 7 3	(独自処理) 5 7 3	(引渡) 5 6 8	(独自処理) 5 6 8

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

【特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省で定める物の量の見込み】

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動については、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計をもとに勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
72,793人 (対前年度比) 99.44%	72,386人 (対前年度比) 99.44%	71,978人 (対前年度比) 99.44%	71,358人 (対前年度比) 99.14%	70,738人 (対前年度比) 99.13%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、自治会や市民団体等による有価物集団回収に対する助成金交付制度を活用し、引き続き市民の協力を得ながら分別収集体制の拡充を図る。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん・びん等	市による定期収集	一部事務組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色ガラス			
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙類	飲料用紙製容器			
	段ボール			
	その他の紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	一部事務組合
	その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

排出から収集・運搬に係る施設については、現在の施設を活用するものとする。

また、泉北環境整備施設組合で行う中間処理について、スチール製の容器包装、アルミ製の容器包装、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製及びその他のプラスチック製容器包装については、資源化センターにて分別（選別・圧縮、保管）する。

なお、主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）、段ボール、その他の紙製容器包装については、民間業者を通じて再商品化を図る。

分別収集の用に供する施設整備概要

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん・びん	袋	パッカー車	資源化センター （選別・圧縮）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	古紙類	袋 又は 紐で縛る	パッカー車 集団回収による収集	民間業者の ストックヤード
段ボール				
その他の紙製容器包装				
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	資源化センター （選別・圧縮）
その他のプラスチック製容器包装	容器包装 プラスチック	袋		

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し、重要な事項

- ・有価物集団回収助成金制度を活用し、自治会、子供会等の活動団体の増加に努める。
- ・事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、広く啓発を行う。
- ・容器包装廃棄物が適切に排出されていない場合、指導・啓発を実施する。
- ・現行の廃棄物収集体系を見直すため、廃棄物減量等推進員会議等により、家庭におけるごみの分別や排出抑制について研究・検討を行う。
- ・毎年度、本計画に掲げる事項の実績を検証し、計画改定時に反映させる。